

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局																																			
1 新しい行政システムの構築 <第1の柱>																																												
(1) 分権型社会に対応した新たな県の役割の確立																																												
全事業の見直し (事務事業の見直し)	県の行う全ての事業について、国、県、市町村、民間等の役割を踏まえ、引き続き県が事業主体となるべき事業を選別するため、外部の目も入れて大胆に見直しを行います。	見直し	順次実施			A	<p>知事部局、教育庁、公営企業、議会、行政委員会等で行う約3,800事業について、17年9月下旬から18年3月まで庁内プロジェクトチームにおいて「事業仕分け」を実施した。</p> <p>規模の大きな事業や単独事業等の裁量の余地の大きい事業など110事業については、外部の目として、民間・非営利のシンクタンク「構想日本」で評価を実施した。</p> <p><結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不要</th> <th>民間</th> <th>市町村</th> <th>国</th> <th>県(休止・終期設定・統合・縮小)</th> <th>県(継続)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">(中長期的観点で検討)</td> </tr> <tr> <td>265</td> <td>144</td> <td>173</td> <td>192</td> <td>218</td> <td>2,798</td> <td>3,790件</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(現行の法制度上の制約等を考慮し検討)</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>17</td> <td>468</td> <td>3,180</td> <td>3,790件</td> </tr> </tbody> </table>	不要	民間	市町村	国	県(休止・終期設定・統合・縮小)	県(継続)	合計	(中長期的観点で検討)							265	144	173	192	218	2,798	3,790件	(現行の法制度上の制約等を考慮し検討)							55	27	43	17	468	3,180	3,790件	仕分け結果については、今後の予算編成や、各事業のあり方の検討、市町村への権限移譲の検討、国に対する制度改善要望に活かしていく。	総合企画部 総務部 各局
不要	民間	市町村	国	県(休止・終期設定・統合・縮小)	県(継続)	合計																																						
(中長期的観点で検討)																																												
265	144	173	192	218	2,798	3,790件																																						
(現行の法制度上の制約等を考慮し検討)																																												
55	27	43	17	468	3,180	3,790件																																						
政策評価の活用	現在行われている政策評価の結果等を、予算編成や組織・職員定数、人事配置等に活かすことができるシステムの検討を進めます。	検討	運用			A	<p>政策評価と各部の予算要求の連携を強化するため、政策評価の事業ごとの項目に「事後評価を踏まえた予算の方向性」、「改善事項の有無」を追加した。</p> <p>予算編成過程でも評価調書の提出を義務付けることとした。</p> <p>また、目標チャレンジプログラムにおける所属長の業務目標と各所属の政策評価のリンクを図ることにより、組織マネジメントに活かすこととしている。</p>	事務・事業レベルの評価の導入や、各部局の自己評価結果に対する二次的な評価の実施など、運用方法の改善や評価制度の見直しについて検討を進める。	総合企画部 総務部 各局																																			
地方分権の推進(分権推進事業)	三位一体改革など地方分権改革を一層推進するため、庁内の総合調整、職員の意識改革に努めるとともに、住民理解の促進、市町村との連携強化などを進めます。 このため、県・市町村の役割、自治体経営、新しい公共空間の形成等のこれからの分権型社会のあり方を明らかにしていくとともに、分権フォーラムの開催、住民アンケートの実施、全国知事会や他の都道府県・市町村と連携しての改革提言など総合的に取り組んでいきます。	順次実施				A	<p>17年7月に千葉県自治体代表者会議(県内地方6団体)で「三位一体改革の実現に関する緊急アピール」を発表した。</p> <p>全国知事会、新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)、八都府市首脳会議、分権型政策制度研究センター等と連携して国へ各種提言を行った。</p> <p>県民1,500人を対象とした「県政に関する世論調査」におけるテーマの一つとして地方分権を掲げ、意識調査を行った。</p>	引き続き、県内地方6団体や全国の自治体等との連携を強化し、国の動向等に適切に対応した提言等を行う。 また、全庁的な取り組みや庁内の意識改革に努めるとともに、分権フォーラムの開催等を通じて、県内自治体職員の意識改革、県民への啓発・情報提供等を行う。	総合企画部 各局																																			

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(市町村との役割分担の見直し)									
市町村への支援及び権限移譲の推進	市町村と協働した総合的な地域づくりに向けて、県の持つ人材や情報などを組織横断的な体制で提供するなど、市町村への支援を進めていきます。 また、住民に身近な事務を市町村に権限移譲するなど、市町村の機能強化の支援を図ります。 移譲にあたっては、分権型社会における基礎自治体のあり方を踏まえ、市町村の規模等に応じた包括的な権限移譲や、移譲を受けた事務が滞りなく実施できるよう、県からの人的・財政的な支援を行います。	支援				A	合併後の新市町の行財政運営や政策課題について助言、協力を行うため、「新市町スタートアップ支援事業」を実施し、合併後のまちづくりのために県職員を派遣した。(H17:いすみ市2名、H18:旭市など11名) また、合併市町の新しいまちづくりに向けての課題等について、県と市町村で議論し、重点的に取り組むべき課題や解決の方向を探るため、県・市町村協働による「新しいまちづくりに関する研究会」を開催した。(H17:旭市10回、いすみ市2回、南房総市2回、山武市4回) 住民サービスの向上を図ることができること、地域の自主的なまちづくりに効果があること等の視点により、「環境保全」、「まちづくり」、「福祉」、「消費生活」、「農林振興」、「保健衛生」の6分野で、権限を組み合わせる77項目103事務の包括的権限移譲リスト(パッケージリスト)を作成し、市町村へ提示した。	引き続き、県職員・支援チームの派遣を行うとともに、地域づくりサポーター事業などにより市町村への支援を進める。 権限移譲を希望する市町村に対し、移譲事務について詳細な説明を行うなど協議・調整を進めるとともに、包括移譲パッケージの更新・改善を進めていく。	総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				A	柏市について、20年4月を目途に中核市への移行準備を進めた。さらに、保健所業務の円滑な移行を図るため、研修生の受け入れを行った。(本庁1名、柏健康福祉センター(保健所)1名)	移譲事務を調査、整理するとともに、柏市との間で移譲に係る協議を進める。	健康福祉部
県内水道のあり方の検討	将来における県営水道等の県内水道のあり方について、望ましい県と市町村の役割、経営形態等を学識経験者による委員会で検討し、その提言を踏まえつつ、県・市町村・水道企業団等の合意形成を図ります。	検討・実施				A	県内の水道事業が抱える課題を多角的に検討し、県内水道の目指すべき方向について提言を得るため、17年7月に学識経験者等からなる「県内水道経営検討委員会」を設置した。委員会を5回、県内3地域で意見交換会を各1回開催し、議論を重ね、18年4月に中間報告を行った。 県と市町村等による検討会を開催した。	「県内水道経営検討委員会」において、パブリックコメントも実施しつつ更に検討を進める。 併せて、県と市町村等による検討会等を開催し、合意形成に努める。	総合企画部
(個別の事務・事業の見直し)									
公営競技の見直し	松戸競輪(16年度までの施行者:千葉県、松戸市)については、平成17年4月から開催を松戸市に一元化し、県としては開催を行わないこととした。 船橋オートレース(施行者:千葉県、船橋市)については、事業の運営を包括的に民間企業に委託します。 船橋競馬(施行者:千葉県競馬組合(千葉県、船橋市、習志野市で構成))については、「船橋競馬新5か年計画」(平成14~18年度)に基づく各種振興策や経費の削減策等を積極的に推進し、経営の健全化を図ります。	検討・順次実施				A	船橋オートレースについては、18年4月から民間企業に包括委託(22年度までの基本契約)を実施した。 船橋競馬については、「船橋競馬新5か年計画」に基づく振興策や経費の削減を行い、経営の健全化を図った。	船橋オートレースに関しては、18年度から開始した民間委託について、19年度以後も年次契約に基づき、内容の充実を図る。 船橋競馬については、民間活力を利用した事業の展開など、当面の経営改善方針を盛り込んだプランを18年度の早期に策定する。また、IT事業者との提携による販売チャンネルの拡大などのほか、人件費等経費の削減に努め、経営改善を進める。	総務部
公の施設の見直し(廃止、移譲)	民間において類似するサービスが提供されているもの(国民宿舎等)については、民間化など公的関与の必要性について見直しを行います。	検討・方針決定				A	老人休養ホーム(久留里荘、もとの荘)を、18年3月末で廃止した。 鶴舞青年の家を、18年4月、市原市へ移譲した。 関宿城・大利根・総南・安房・上総の各博物館については、地元市町と移譲に関して協議、検討を進めた。 国民宿舎サンライズ九十九里、国民宿舎清和、南房パラダイスについては、指定管理者制度を導入することとし、18年4月1日から21年3月31日までを期間として、実施団体を公募し、指定管理者を指定した。	公的関与の必要性について更に見直しを進める。 各博物館に関し、地元市町と移譲について協議、検討を進める。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局															
(2) 民間能力の活用																								
民間企業やNPO等との連携・協働	<p>行政と民間企業等との協働により、より大きな成果が生まれるよう、従来の枠組みにとらわれない新たな協働について検討を進めます。</p> <p>また、NPO立県千葉の実現を目指し、千葉県NPO活動推進指針に基づきNPO等の事業力強化を図るための支援を行うとともに、パートナーシップマニュアル等を活用し、行政とNPO等との協働も進めます。</p> <p>更に、民間企業等が行う地域の社会貢献活動、奉仕活動が積極的に展開される環境づくりについて、検討します。</p>	順次実施				A	<p>「NPO立県千葉の実現」の第2ステージに向けて、県とNPOとの協働の推進、NPOとさまざまな主体との連携、NPOによる事業力強化等を推進する「千葉県NPO活動推進計画～市民のちからで地域づくり～」(平成18年度～20年度)を策定した。</p> <p>公共工事において、技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な業者の受注機会が確保されるよう、指名業者選定基準の選定にあたって留意事項に「地域貢献」を新たに設けた。</p>	<p>行政と民間企業等との新たな協働について、検討を進める。</p> <p>NPOと県による協働を推進する「ちばパートナーシップ市場」の強化や、市民・NPOに、県・市町村等が協力し地域課題の解決を図る「地域活性化プラットフォーム(仮称)」の創設、県職員のNPOに対する意識改革を促すパートナーシップマニュアルの活用等を推進していく。</p> <p>また、NPO自身が事業力(人材育成、資金調達、広報、ネットワーク等)を高めていくための施策を進める。</p>	総合企画部 環境生活部 各局															
アウトソーシングの推進(民間委託、市場化テスト等)	<p>「事業仕分け」等の結果県が行うとした業務についても、その実施は民間で行うことを基本とし、限られた人的資源を有効に活用するにふさわしい業務を、県が直接実施するものとして選択していきます。</p> <p>・許認可等の公権力の行使を伴うもの、企画調整、経営管理以外の業務は委託を原則とし、業務委託の判断基準を明確化したうえ、委託可能な業務を整理し、実施計画を策定します。</p> <p>・多くの人手やコストを要する業務については、活動基準原価計算(ABC分析)によるコスト計算を行い、市場化テストの実施について検討します。</p> <p>・業務委託に馴染まない業務等であっても、業務プロセスを分析のうえ、業務命令によって統制することが可能なものについては、派遣労働者を活用します。</p>	検討、順次実施				A	<p>民間委託の拡大や指定管理者制度の導入など、民間能力を活用した事業実施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦福祉センターの機能見直しに伴い、ながうらワークホーム(知的障害者授産施設)を民間へ移譲。(18年4月から) ・船橋オートレース(施行者:千葉県、船橋市)の運営について、包括的な民間委託を実施。(18年4月から) ・「指定管理者制度」を62施設に導入。56施設で公募を実施するとともに、30施設で県出資団体以外の団体を指定管理者として指定。 ・つくばエクスプレス沿線開発における土地区画整理事業において、移転補償等に係る業務を民間企業へ委託することとし、プロポーザル事業を実施(18年6月) ・派遣労働者を活用し事務処理をおこなう総務ワークショップで内部事務の集中処理化を行う所属の範囲を拡大。 	<p>業務における行政と民間の役割分担や協力のあり方を十分検討しながら、さらに、アウトソーシングを推進する。</p> <p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」で規定する特定公共サービスの今後の拡大状況などを踏まえ、市場化テストの実施について検討する。</p>	総務部 各局															
公の施設への指定管理者制度の導入	<p>公の施設の管理について、指定管理者制度を積極的に導入し、県民サービスの向上と行政コストの削減を図ります。</p>	実施				A	<p>公の施設の管理運営に民間の能力を活用する「指定管理者制度」を、125施設のうち62施設に導入した。(その他は県直営55施設、移譲又は廃止等8施設)</p> <p>56施設で公募を実施するとともに、30施設で県出資団体以外の団体を指定管理者として指定するなど、指定手続の透明化と高い競争性を確保し、2,410百万円(22.6パーセント減)の経費節減※を図った。</p> <p>※指定管理者制度導入による直接的な縮減効果のほか、施設の規模の見直し等による縮減効果も含まれる。</p> <p><導入施設の内訳></p> <table border="1"> <tr> <td>レクリエーション施設・スポーツ施設</td> <td>国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>産業振興施設</td> <td>日本コパンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>基盤施設</td> <td>都市公園、駐車場 など</td> <td>22施設</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>文化会館、博物館房総のむら など</td> <td>10施設</td> </tr> <tr> <td>医療・社会福祉施設</td> <td>リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など</td> <td>5施設</td> </tr> </table> <p>※県営住宅(149団地)については管理代行制度を導入</p>	レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など	19施設	産業振興施設	日本コパンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など	6施設	基盤施設	都市公園、駐車場 など	22施設	文教施設	文化会館、博物館房総のむら など	10施設	医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など	5施設	<p>県直営とした施設についても、国の制度の変更や類似施設における指定管理者制度の運用状況を踏まえ、必要に応じ、指定管理者制度の導入を検討していく。</p>	総務部 各局
レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など	19施設																						
産業振興施設	日本コパンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など	6施設																						
基盤施設	都市公園、駐車場 など	22施設																						
文教施設	文化会館、博物館房総のむら など	10施設																						
医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など	5施設																						

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
住民参加による施設の維持管理制度の導入・実施	県民のみなさんに身近な道路や河川、公園等の公共施設の維持管理にあたっては、地域づくりの一員・担い手となっていただける個人や団体、企業等の協力を得ながら実施します。	方針策定 →	順次実施			A	道路清掃等については、実施団体、地元市町村、県(道路管理者)で協定を結ぶ「ボランティア・サポート・プログラム」を実施し、河川清掃については、「千葉県河川海岸アダプトプログラム実施要領(案)」を作成した。 これまでのボランティアによる公園管理の実施を踏まえ、都市公園への指定管理者制度の導入に際し、「県民やボランティアとの協働事業の推進」を応募条件に入れた。	道路清掃等における「ボランティア・サポート・プログラム」等への協力団体の拡大を推進する。 河川清掃等におけるアダプトプログラムを都川(太田堰周辺旧河川エリア)で試行し、問題点・改善点の把握、検討を行い、19年度の本格導入を図る。 指定管理者制度を導入した公園のほか、直営公園においても、ボランティア等による公園管理の拡大を図る。	県土整備部 各部局
PFIの推進	「千葉県PFI活用ガイドライン」について、PFI手法の導入における対象事業の基準及び導入の適否を判断する基準等を明確にする改訂を17年度中に行います。	改訂 →	導入検討			B	関係課による意見交換会を実施するなど、「千葉県PFI活用ガイドライン」の改訂の準備を進めた。 <PFI事業の実績> ・水道局(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業 17年3月25日 事業契約締結 ・警察本部新庁舎建設等事業 17年10月17日 事業契約締結	対象事業の基準及び導入の適否を判断する基準等を早期に明確にしていく。	総合企画部 各部局
規制改革の推進	「規制改革に関する基本方針」に基づき、経済の活性化と県民負担の軽減を図るため、条例等による規制、県が独自に設定している規制(何らかの時間的・経済的負担を求めているもの)の撤廃・緩和や許認可等事務手続きを簡素化します。	実施 →				A	県民を対象とする101件の事務を対象に検討を行い、手続の簡素化等26件の見直しを行った。また、22件について検討をさらに進めることとした。	社会状況の変化に応じ、各分野のニーズに沿った規制改革について検討を実施していく。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
2 県庁経営改革 <第2の柱> (1) 効率的な組織機構づくり									
出先機関の再編	県の出先機関については、平成16年度に支庁制度を廃止するなど大規模な再編・整備を行いました。今後、IT化の進展に伴う事務処理の効率化・合理化、市町村合併の進捗や県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、地域の特性に応じた機能強化等も含め、組織のあり方等について検討し、再編を進めます。	検討・	順次実施			A	<p>市町村合併に併せて、県民センターを始めとする出先機関の所管区域を見直すとともに、夷隅地域整備センター大多喜整備事務所を出張所とするなど、内部組織の簡素化を進め、事務処理体制の効率化を図った。</p> <p>千葉都市モノレール事業の見直しに伴い、千葉都市モノレール建設事務所を廃止した。</p> <p>県直営施設であった手賀沼親水広場、日本コンベンションセンター国際展示場、かずさアカデミアホール、かずさインキュベーションセンターについて指定管理者制度を導入し、出先機関としては廃止した。</p>	引き続き、県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、出先機関のあり方について検討し、再編を進める。	総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲【再掲】	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				A【再掲】	<p>柏市について、20年4月を目途に中核市への移行準備を進めた。さらに、保健所業務の円滑な移行を図るため、研修生の受け入れを行った。(本庁1名、柏健康福祉センター(保健所)1名)【再掲】</p>	移譲事務を調査、整理するとともに、柏市との間で移譲に係る協議を進める。【再掲】	健康福祉部
試験研究機関の見直し	試験研究機関については、国・民間の試験研究機関や大学との連携や共同研究等を進め、研究項目等の選択と集中を行い、適正な組織規模について検討を進めます。	検討・	順次実施			A	<p>各試験研究機関における研究項目等について選択と集中を行うとともに、畜産総合研究センター市原乳牛研究所の室編成を廃止するなど、内部組織の再編・統合等により、組織規模の適正化を推進した。</p> <p>《参考》試験研究機関における職員数 17年4月 726名 18年4月 706名</p>	千葉県試験研究機関評価委員会における評価結果を有効活用し、引き続き研究項目等の選択と集中を行うとともに、適正な組織規模について検討を進め、組織の見直しを行っていく。	総合企画部 総務部 各局
地方独立行政法人化等の検討	公営企業、試験研究機関等について、成果やコスト構造等を明確にした経営を行うため、地方独立行政法人化等を検討します。	検討・	方針決定			B	<p>他団体における導入の状況や、その効果等について調査・研究を行った。</p>	<p>試験研究機関については、千葉県試験研究機関評価委員会における評価結果を、試験研究機関の見直しに有効活用するとともに、他団体における導入効果等も踏まえ、引き続き地方独立行政法人化等について検討を続ける。</p> <p>公営企業については、経営の健全化に取り組むとともに、他団体における導入効果等を見ながら、地方独立行政法人化等の検討を続ける。</p>	総合企画部 総務部 各局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(2) 公営企業の改革への取組									
水道局(水道事業)	<p>これまで、浄・給水場の運転管理業務の委託や県水お客様センターの設置等を行ってきたところであり、今後とも、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、積極的に民間能力を活用するなど一層の改革を進めます。</p> <p>また、現在の事業計画(平成13～17年度)が終了することから、平成22年度を目標年度とした次期事業計画を17年度末までに策定します。</p>	策定	実施			A	<p>おいしい水の要望など多様化するお客様ニーズに的確に対応するとともに、経営基盤強化を図るため、経営指針となる「千葉県水道局中期経営計画(18年度～22年度)」を、18年2月に策定した。</p> <p>給水場運転管理の民間委託の拡大や不用資産の売却など経営健全化に取り組んだ。</p>	<p>「千葉県水道局中期経営計画」に基づき、業務の集約化や委託化による組織のスリム化、施設更新へのPFI方式導入など民間の経営手法を活用し、より一層経営の効率化を図る。</p> <p>計画目標に対する達成状況を第三者機関で評価し、公表することにより、透明性の高い事業運営を図る。</p>	水道局
企業庁(土地造成整備事業、工業用水道事業)	<p>土地造成整備事業については、基盤整備事業を平成22年度までに、土地処分を平成24年度までに概ね終了させることとします。貸付済みの土地及び未分譲の土地を引き継ぐこととなる新たな組織については、他部局に関連する業務を含め検討し、準備を進めます。なお、現在の経営戦略プラン(平成15～17年度)が終了することから、17年度末までに次期プランを作成し、事業の効率的な執行を推進します。</p> <p>また、工業用水道事業については、一層の経営の効率化を図るため、浄水場の運転操作等の外部委託を進めます。</p>	順次実施				A	<p>24年度までの企業庁の経営方針と18年度から20年度までの経営の基本戦略を定めた「企業庁新経営戦略プラン」を18年3月に策定し、土地造成整備事業を24年度に収束させることや、収束後の組織体制等について検討することを位置づけた。</p> <p>南八幡浄水場の運転管理業務を全面的に委託するとともに、幕張新都心地下駐車場の管理運営について、指定管理者制度を導入した。</p>	<p>新経営戦略プランに基づき、土地造成整備事業については、保有土地の処分の促進や公共施設等の早期引継ぎなどの取組を、また工業用水道事業については、維持管理等のコスト縮減を図るための外部委託の推進などの取組を着実に推進する。</p> <p>長期事業収支見直し及び土地造成整備事業の各地区毎の事業スケジュールについて、毎年度見直しを行い、公表する。</p> <p>事業収束に向けた簡素で効率的な組織を目指すとともに、事業収束後の組織体制について、知事部局と連携を図りつつ検討する。</p>	企業庁 関係部局
病院局(病院事業)	<p>病院事業の独自性・自立性を高め、資源の一体的かつ効率的な運用によって経営健全化を図るため、平成16年度から地方公営企業法の全部適用を行いました。</p> <p>今後は、千葉県病院局中期経営計画(平成17～19年度)に基づいて医療収益の向上を中心とした経営改善や効率的な人員配置等に取組み、単年度の赤字(平成15年度実績約21億円)を平成19年度には約2億円に圧縮します。</p>	順次実施				A	<p>中期経営計画に沿った「平成17年度アクションプログラム」を各病院毎に策定し、患者サービスの向上や良質な医療サービスの安定的提供のための取組を行なったほか、経営基盤の確立に向けて、病院間連携などによる効率的な病院運営に取り組んだ。</p> <p>18年度に向けた「平成18年度アクションプログラム」を策定した。</p>	<p>「平成18年度アクションプログラム」に基づく各種取組を行うとともに、効率的な人員配置などに取り組む、経営の改善を進める。</p>	病院局

(3) 公社等外郭団体の見直し

公社等外郭団体の見直し	<p>県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、県の政策課題に対応する真に必要な事業を独立採算により行うことを基本的な考え方として、県行政改革推進本部で決定した見直し方針に沿って抜本的な改革に取り組みます。</p> <p>なお、見直し方針についてはその後の環境変化に応じてチェックし、団体の統廃合や役員数削減など必要な見直しを行い、団体数、役員数を概ね2割削減します。</p> <p>① 新たな公社は設置しません。 ② 経営状況を積極的に開示します。 ③ 県からの人的支援は、原則としてなくします。 ④ 県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合のみ行います。 ⑤ 公社等の財務状況や経営改善等について、客観性や透明性を図るため各公社等における監査機能を強化します。</p>	方針見直し 順次実施				A	<p>○指導対象団体の統廃合(17年度) 3団体の廃止等により、指導対象団体は46団体となった。(廃止) 社会教育施設管理財団、スポーツ振興財団を解散し、一部事務を教育振興財団(文化財センターを改組)に移管した。(県関与の縮小) 老人クラブ連合会について、出資比率を25%以下に縮小した。</p> <p>○役員数の削減(17年7月1日→18年5月31日) 2,779人→2,438 ▲341人 (役員) 全体で▲13人、県OB・派遣職員で▲13人 (職員) 全体で▲328人、県OB・派遣職員で▲199人</p>	<p>財務状況の悪化等による将来の県財政負担の懸念、指定管理者制度の導入による民間との競合、事業の減少による一団体としての存続の必要性など、公社を取り巻く環境の変化を踏まえ、18年度のなるべく早い時期に、更なる公社改革の方針を決定し、これを推進していく。</p>	総務部 各部局
-------------	--	---------------	--	--	--	---	--	---	------------

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局																																																																																																																						
(4) 定員管理の適正化																																																																																																																															
新たな定員適正化計画の推進	<p>分権型社会における県の役割の見直しを踏まえ、県の行うべき業務に対して、真に必要な人員を振り向けます。</p> <p>そこで、取組の具体的目標として、新たに前回計画を上回る削減人数を設定した定員適正化計画を策定し、知事部局、各行政委員会、公営企業、教育委員会事務局及び警察(警察官以外)の職員の削減に努めます。</p> <p>[学校職員] 学校職員については、標準法による定数を最大限活用することとし、県単独配置職員の見直しを行います。</p> <p>[警察官] 警察官については、今後の社会情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めます。</p>						A	<p>18年度から22年度までの5年間を計画期間とする定員適正化計画を策定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>[17.4.1]</th> <th>[22.4.1]</th> <th>目標数</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[18.4.1]</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1 知事部局等(職員数)</td> </tr> <tr> <td>知事部局等</td> <td>8,656</td> <td>7,356</td> <td>▲1,300 (▲15.0%)</td> <td>▲86</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※公益法人等への派遣職員、行政委員会職員を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部(警察官除く)(職員数)</td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td>3,549</td> <td>2,939</td> <td>▲610 (▲17.2%)</td> <td>▲140</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>1,140</td> <td>990</td> <td>▲150 (▲13.2%)</td> <td>▲104</td> </tr> <tr> <td>警察(警察官以外の職員)</td> <td>1,172</td> <td>1,147</td> <td>▲25 (▲2.1%)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>5,861</td> <td>5,076</td> <td>▲785 (▲13.4%)</td> <td>▲244</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※公益法人等への派遣職員、派遣社会教育主事を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">3 学校職員(定数)</td> </tr> <tr> <td>学校職員</td> <td>41,080</td> <td>40,720</td> <td>▲360</td> <td>▲129</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,951</td> <td>▲129</td> <td>▲84</td> </tr> <tr> <td>標準法による定数</td> <td>40,184</td> <td>40,100</td> <td>▲84</td> <td>▲60</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,124</td> <td>▲60</td> <td>▲276</td> </tr> <tr> <td>県単定数</td> <td>896</td> <td>620</td> <td>▲276</td> <td>▲69</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>827</td> <td>▲69</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">4 警察官(定数)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>10,951</td> <td>11,361</td> <td>+410</td> <td>+210</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,161</td> <td>+210</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66,548</td> <td>64,513</td> <td>▲2,035</td> <td>▲249</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>66,299</td> <td>▲249</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>定員適正化計画の推進にあたっては、総枠の中で弾力的、機動的な運用を図り、行政需要の変化に対応したスクラップ・アンド・ビルドを徹底して、真に必要な事業には適切に人員を配置しつつ、定員管理の適正化に努める。</p> <p>県の担うべき役割の明確化や事業の選択と集中、民間能力の積極的な活用などを基本に、業務の大幅なアウトソーシングや事務事業の廃止、効率化による組織の見直しなどにより、定員管理の適正化に取り組んでいく。</p>	区分	[17.4.1]	[22.4.1]	目標数	実績			[18.4.1]			1 知事部局等(職員数)					知事部局等	8,656	7,356	▲1,300 (▲15.0%)	▲86	※公益法人等への派遣職員、行政委員会職員を含む。					2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部(警察官除く)(職員数)					公営企業	3,549	2,939	▲610 (▲17.2%)	▲140	教育委員会事務局	1,140	990	▲150 (▲13.2%)	▲104	警察(警察官以外の職員)	1,172	1,147	▲25 (▲2.1%)	0	小計	5,861	5,076	▲785 (▲13.4%)	▲244	※公益法人等への派遣職員、派遣社会教育主事を含む。					3 学校職員(定数)					学校職員	41,080	40,720	▲360	▲129			40,951	▲129	▲84	標準法による定数	40,184	40,100	▲84	▲60			40,124	▲60	▲276	県単定数	896	620	▲276	▲69			827	▲69		4 警察官(定数)					警察官	10,951	11,361	+410	+210			11,161	+210		合計	66,548	64,513	▲2,035	▲249			66,299	▲249					総務部 各任命権者
区分	[17.4.1]	[22.4.1]	目標数	実績																																																																																																																											
		[18.4.1]																																																																																																																													
1 知事部局等(職員数)																																																																																																																															
知事部局等	8,656	7,356	▲1,300 (▲15.0%)	▲86																																																																																																																											
※公益法人等への派遣職員、行政委員会職員を含む。																																																																																																																															
2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部(警察官除く)(職員数)																																																																																																																															
公営企業	3,549	2,939	▲610 (▲17.2%)	▲140																																																																																																																											
教育委員会事務局	1,140	990	▲150 (▲13.2%)	▲104																																																																																																																											
警察(警察官以外の職員)	1,172	1,147	▲25 (▲2.1%)	0																																																																																																																											
小計	5,861	5,076	▲785 (▲13.4%)	▲244																																																																																																																											
※公益法人等への派遣職員、派遣社会教育主事を含む。																																																																																																																															
3 学校職員(定数)																																																																																																																															
学校職員	41,080	40,720	▲360	▲129																																																																																																																											
		40,951	▲129	▲84																																																																																																																											
標準法による定数	40,184	40,100	▲84	▲60																																																																																																																											
		40,124	▲60	▲276																																																																																																																											
県単定数	896	620	▲276	▲69																																																																																																																											
		827	▲69																																																																																																																												
4 警察官(定数)																																																																																																																															
警察官	10,951	11,361	+410	+210																																																																																																																											
		11,161	+210																																																																																																																												
合計	66,548	64,513	▲2,035	▲249																																																																																																																											
		66,299	▲249																																																																																																																												
	策定 → 実施																																																																																																																														

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(5) 分権時代に対応した職員の能力向上、多様な人材の確保									
新たな人事評価制度の導入	職員の職務を遂行する上で発揮した能力や職務を遂行した実績を的確に把握・評価するより客観的な人事評価制度について、国の公務員制度改革の動向を踏まえて具体的な検討を行い、実施していきます。	検討・実施				A	目標チャレンジプログラム※を全職員(約13,000人)を対象に試行した。 ※目標チャレンジプログラム:上司とのコミュニケーションのもとで、設定した業務目標に取り組み、成果確認や取り組み過程の振り返りを行い、次期の改善につなげていく制度。	目標チャレンジプログラムを、18年度から、制度として本格実施する。 評価を勤労手当に反映させる仕組みを18年度中に構築する。	総務部
人材開発の推進	地方分権の進展等により、政策や法務に関する知識など職員に求められる能力も大きく変わってきています。このため、新たな人材開発に関する基本的な方針を策定し、国や市町村、民間企業等との人事交流や職員の主体的な能力開発への支援、研修制度、人事制度と連携した人材開発など仕組みを整備し、意欲と能力を備えた職員の育成を進めます。	検討・実施				A	18年4月に、能力開発の指針となる「目指すべき職員像」を明示するとともに、「職員は無限の可能性を持ったかけがえない財産」であるとの基本的な考えをもとに、新たな「人材開発基本方針」を策定した。	「人材開発基本方針」に基づき、所属、部局、職員能力開発センター、人事部門が相互に連携しながら、職員の主体的な能力開発を推進・支援していく。	総務部
多様な人材の確保	多様化・高度化する行政サービスの需要に対処するため、多様な能力を持つ人材を採用、確保するとともに、弾力的な組織運営(職員配置)が行われるよう、職種区分を見直します。 ・任期付職員、民間企業等経験者の採用 ・職種区分(採用職種)の見直し	検討・実施				A	任期付職員について、16年度までは4名の採用であったが、17年度に6名、18年度はこれまでに1名、8月に2名採用することとしており、積極的に活用した。 病院局長に民間企業経営経験者を任命した。	引き続き、任期付職員制度を活用するとともに、民間企業等経験者の採用についても、19年度中の採用に向けて検討する。 また、地方自治法の改正により吏員の区分が廃止されることを踏まえ、職種区分の見直しを検討する。	総務部
勤務時間の弾力化	複雑高度化の進む行政課題に的確に対応し、公務の効率的な運営を確保するため、短時間勤務制度や在宅勤務制度等、勤務時間の弾力化を検討します。	検討・実施				A	17年4月から、職員の職業生活と家庭生活との両立の支援等を目的として「時差出勤制度」を導入した。	短時間勤務制度、在宅勤務制度については、法改正の動向等を踏まえて検討する。	総務部
給与及び特殊勤務手当等の見直し	民間準拠を基本として、より職員の職務・職責や実績に応じた給与となるよう、給与構造の見直しを行います。また、特殊勤務手当等について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、適正化を図ります。	検討・実施				A	給料表水準の引き下げ及び地域手当の新設並びに昇給カーブのフラット化、控外昇給制度の廃止など昇給制度の見直しを内容とする給与構造の改革を行った。 在職中の貢献度をより的確に反映するよう退職手当の算出方法を見直した。	特殊勤務手当及び給料の調整額の見直しを行う。 給与構造の改革において、管理職手当の見直しについて検討する。 新たな人事評価制度を踏まえた、勤労手当及び昇給への成績反映を検討する。	総務部
福利厚生事業の見直し	全ての職員住宅・寮を対象に今後の廃止計画を策定し、転用又は用地の処分を進めます。 廃止するまでの間は、民間家賃の状況等を勘案し貸付料の引き上げや、職員間の公平性確保の観点から長期入居の見直しを行うとともに、職員住宅の集約化を図ります。	策定	順次実施			A	<知事部局> ・1住宅・1寮を廃止した。 <企業庁> ・1住宅を廃止した。 <教育庁> ・8住宅で10棟を廃止した。	廃止方針が決定されている職員住宅について、順次、廃止していく。その他の職員住宅・寮についても廃止計画の策定に向けた取組を進める。	総務部 各任命権者
組織・職員のノウハウの共有	組織能力の向上や業務の改善を図るため、職員の優れたノウハウや成功体験、成功事例を組織全体で共有する仕組みを作ります。	順次実施				A	業務における成功体験や業務改善事例の見出しに取り組みるとともに、様々な業務体験を共有し、ノウハウ等をそれぞれの業務において活かしていくことを目的に、18年2月に「意識改革フォーラム」を開催した。 職員個人がもっている経験や知識等を共有、活用する制度として、18年4月に「庁内人財バンク」を立ち上げた。	引き続き、ノウハウ等の共有のための仕組みを検討、構築していく。 庁内人財バンクの充実を図る。	総務部

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(6) 電子化等を活用した業務プロセスの改善									
電子調達(入札)の実施	事業者の利便性の向上と調達コストの低廉化や行政事務の効率化を図るため、公共事業、物品購入等の調達(入札)事務がインターネットを通じて行える電子調達(入札)を実施します。	試行・拡大	→	本格稼働	→	A	17年4月から電子調達システムの運用を開始し、17年度は、建設工事33件の電子入札を行った。	18年度は、建設工事約200件、物品約30件を対象に実施する。 19年度以降は、建設工事については、全ての入札案件を電子入札に対応させる。 物品については、19年度は管財課執行分の全て、20年度以降は全所属の入札案件を電子入札に対応させる。	総務部 県土整備部
電子申請・届出システムの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、各種申請・届出の行政手続がインターネットを通じて行える電子申請・届出システムを導入します。	開発	→	稼働・拡大	→	A	18年3月から、行政文書開示請求など59手続で運用を開始した。	18年度に約200手続を追加するとともに、19年度以降、順次拡大する。	総務部
マルチペイメントネットワークの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、金融機関と収納機関をネットワークで結び、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々な手段により、自動車税や自動車取得税などの支払いを行うことが出来るマルチペイメントネットワークを導入します。	(当初) 検討 (修正) 検討	→	設計・開発 →	稼働 →	B	マルチペイメントネットワークを利用する「自動車取得手続のワンストップサービスシステム(自動車OSS)」に対応するための税トータルシステムの改修準備などを進めた。	20年2月の稼働に向け、税務システムの改修、財務規則の改正、マルチペイメントネットワークシステムの開発を進める。 マルチペイメントネットワークを活用できる収納事務の拡大を検討する。	総務部 出納局
新総合文書管理システムの導入	行政事務の効率化を図るため、文書のライフサイクル(收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等)を一元的に管理する総合的な文書管理システムを導入します。	検討	→	設計・開発 →	稼働 →	A	システム開発に向けて、文書業務プロセスの見直し、開発手法の検討、庁内調整を行った。	18年度にシステムの設計・開発及び試行運用を実施し、19年7月から本格稼働する。	総務部
内部事務の集約化	行政事務の効率化を図るため、県立学校においても庶務共通事務処理システムを導入します。		→	順次実施	→	A	庶務共通事務処理システム端末を県立学校に増設した。	教員による直接入力事務を拡大する。 現在、学校事務職員が行っている認定事務について、総務ワークステーションへの移管に向けた検討を行う。	総務部 教育庁
システムの市町村共同利用の実施	県・市町村全体としての行政経費を削減するため、電子調達(入札)システム及び電子申請・届出システムの共同利用を実施します。	(調達) 調整 (申請) 調整	→	実施 →	→	A	(電子調達(入札)システム) 市川市・佐倉市において試験運用を実施するとともに、18年度実施に向けて千葉県電子自治体共同運営協議会において団体間の調整を行った。 (電子申請・届出システム) システム開発に参画するとともに、18年度実施に向けて協議会において団体間の調整を行った。	協議会において、実施予定団体に対して、実施に向けた準備の支援を行う。 <実施予定団体数> (電子調達(入札)システム) 18年度(7団体参加)、19年度(5団体追加)、20年度(7団体追加) (電子申請・届出システム) 18年度(4団体参加)、19年度(9団体追加)、20年度(12団体追加)	総務部

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(7) 入札・契約制度の改善及び公共工事コスト縮減									
一般競争入札の拡大	競争性の向上と調達手続きの透明化を図るため、一般競争入札の拡大を行います。	基準検討	実施			A	一般競争入札の対象工事を、18年度から、設計金額10億円以上から予定金額2億円(建築は当面5億円)以上に拡大した。 公募型指名競争入札の対象工事を、18年度から、設計金額2億円以上10億円未満から予定金額1億円以上2億円未満(建築は当面1億円以上5億円未満)に見直した。	一般競争入札の拡大について、実施状況等を検証する。	総務部 県土整備部
総合評価落札方式等の導入	価格のみの競争ではなく、施工手順や品質管理の方法、技術者の能力など企業の技術力等を含め総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式を導入します。 併せて、VE(バリュー・エンジニアリング)方式や設計施工一括方式等、民間技術力の活用を図ります。	基準検討	実施			A	総合評価落札方式の実施に向けて、簡易型及び標準型の実施における評価項目の検討、マニュアルの作成に取り組んだ。	18年度において、総合評価落札方式を10件程度試行する。 民間技術力の活用により品質の確保や建設コストの縮減につながる「設計・施工一括発注方式」や「入札時VE方式」の適用を検討する。	県土整備部
随意契約の見直し	地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約で行われている業務委託契約については、随意契約理由、当該サービスを提供する企業等の存在を精査し、競争入札への転換を進めます。 また、競争入札の拡大を図るため、長期継続契約制度の導入を検討します。	実施				B	競争入札への転換を進めるため、建設工事に係る委託契約を除く16年度の委託契約について、知事部局を対象に調査を実施した。	18年度に調査対象を拡大した全庁的な実態調査を行い、調査結果を基に随意契約内容や理由について精査し、競争入札への転換を進めるとともに、調査を継続して競争入札への転換状況を検証する。 また、長期継続契約制度の、電気・ガス等以外への拡大について検討を進める。	総務部 県土整備部
コスト構造改革の実施	公共事業における設計・計画から維持管理までの全ての段階でコストの観点から見直すコスト構造改革プログラムに取り組み、設計の総点検、設計VEにおける専門家の活用等により、総合的なコスト縮減を図ります。 ※設計VE(バリューエンジニアリング)：設計段階で、より安価な方法を見出す手法	実施				A	17年度に取りまとめた、16年度公共工事コスト縮減対策の取組結果は、14年度と比較し、5.2%(縮減額62億円)の低減となった。 また、コスト縮減のための設計総点検を約200件、設計VEを5件実施した。(2件は18年度も継続)	引き続き、20年度までを計画期間とする「コスト構造改革」に取り組み、実施結果を公表していく。 17年度に取り組んだ5件の設計VEのうち、2件を引き続き実施する。	県土整備部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	これまでの取組状況	今後の取組予定	実施部局
(8) 開かれた県政と県民参加の推進									
タウンミーティング等の積極的な展開	大規模な事業計画や政策の策定にあたっては、計画段階から広く県民、団体等の関心を高めるとともに、意見を計画に反映させるため、タウンミーティング等による合意形成に取り組めます。	実施				A	「学校を核とした1000か所ミニ集会」(1,227か所・延べ約11万人参加)をはじめとする教育分野でのタウンミーティングや、福祉、衛生、防災など多くの分野でタウンミーティング等を開催した。 県ホームページ(県民参加のページ)に会議・タウンミーティングなどの開催情報を一括掲載し、県民の皆さんにわかりやすい周知に努めた。	引き続き、幅広い分野においてタウンミーティング等を開催するとともに、県ホームページの充実にも努め、県民の皆さんによりわかりやすくタウンミーティング等の情報を提供していく。	総合企画部 各部局
県民の声データベースの構築	知事への手紙など様々なチャンネルから寄せられるみなさんの意見・提案・質問を、行政サービスの見直し等に活用するため全庁的に共有するとともに、県民のみなさんへの説明責任を果たし、納得をいただくため、寄せられた意見等に対する県の考え方を公表します。	実施				A	県に寄せられた意見・提案を、県の考え方と併せて、県ホームページに「県民のこえ」として掲載した。	「県民のこえ」のページの充実を図るとともに、各課が設けているQ&Aなども含め多くの県民のみなさんが活用できるようなページづくりを行う。	総合企画部
行政コストの表示	職員のコスト意識を高めていくとともに、県民のみなさんに県の業務に係る費用等の情報を提供するため、公共工事やイベント、印刷物に要するコストを分かりやすく表示します。	実施				B	財政の透明性の向上を図るため、11年度決算分からバランスシートや行政コスト計算書等財務諸表を作成している。 個別の事務・事業にコスト表示を行う手法や対象について検討を行った。	引き続き財務諸表を作成していくとともに、個別の事務・事業のコストについて順次公表を進める。	総務部 各部局
施設ごとのコストの公表	施設の運営改善に資するため、福祉施設など利用者が多いことが事業の効用につながらない施設を除き、利用者1人あたりにかかる施設のコストを公表します。	実施				A	下記施設でコスト公表を行った。 14年度決算 関宿城博物館 15年度決算 国際水泳場 16年度決算 生涯大学校	引き続き施設のコストの公表に取り組む。	総務部 各部局

(9) 県有施設等の有効活用

(ファシリティマネジメントの推進)									
施設のライフサイクルコスト(生涯費用)の抑制	施設の有効利用や、快適・機能的な執務環境を実現するため、総合的・長期的視野に立ち、企画・管理を行います。 建設費用だけでなく、光熱費、保全費、改修・更新費、解体処分費用を含む施設の生涯費用(Life Cycle Cost)の抑制、施設の長寿命化を図るため、総合的・長期的な財務的視点に立った維持管理・更新計画を策定します。	検討・実施				A	関係課による会議を設置し、将来見込まれるコストの把握やコスト削減のための方策について検討を進めた。 政策面での活用を図るため、県有財産のみならず、公社等外郭団体などの県関連団体所有の財産についても、廃止等の検討段階から庁内で情報共有し、利活用の検討を行うこととした。	県有施設のデータの一元化を行い、予防保全によるライフサイクルコストの抑制や、維持管理費の削減に向けて検討を進める。 県有資産についての情報を集約・一元化するための公有財産管理システムを18年度に開発する。	総務部 県土整備部 各部局
県有資産の有効活用	県有資産についての情報を集約・一元化し、総合的な管理を行います。 効果的・効率的な利用が行われていない施設については集約化や、適正な配置、民間ビルの活用を検討するとともに、活用されていない土地、施設については、売却を計画的に進めます。	検討・実施				A	未利用県有地の処分を進めた。 (17年度実績：一般会計) 91,242.64㎡ (1,251,733千円)	未利用の施設・土地等についての有効活用の全庁照会を引き続き行い、活用されない土地、施設については、売却を計画的に進める。	総務部
県有資産を活用した自主財源の確保	自主財源の確保等に資するため、県有資産を活用した広告事業を行います。なお、実施にあたっては窓口の一元化等、広告主の利便性を図ります。 ・施設命名権(ネーミング・ライツ)の導入 ・各種媒体による広告事業の実施 ・名入れ寄付	検討・実施				B	「ちば県民だより」への広告掲載を、18年11月号から実施することとした。	全庁的な「広告事業実施要綱」及び「広告掲出基準」を策定し、広告媒体の拡大を図っていく。	総務部 各部局